

令和 5 年 6 月 6 日現在

機関番号：32675

研究種目：若手研究

研究期間：2019～2022

課題番号：19K13534

研究課題名（和文）刑事責任能力判断における理論と実践の架橋 - 歴史的・比較法的検討

研究課題名（英文）Theory and Practice on the Insanity Defense - Historical, Comparative Perspective

研究代表者

佐野 文彦 (Sano, Fumihiko)

法政大学・法学部・准教授

研究者番号：20779516

交付決定額（研究期間全体）：（直接経費） 3,200,000円

研究成果の概要（和文）：本研究は、学説実務で議論が活発な刑事責任能力判断の理論的検討を行うものである。まず、我が国における刑法学・刑事実務・司法精神医学の文献等の網羅的調査により、一般的に共有されている昭和6年判例の本来の意味が、現在の有力な理解と異なること、また現在の学説と実務の乖離が、如何なる経緯で生じたかを明らかにした。そして、必ずしも我が国で注目されてこなかった諸外国の学説や判例等の検討により、有益な知見を獲得した。さらに、国内外の研究者・実務家・精神科医と意見交換や具体的事例の検討を行ったうえで、複数の学会で報告を行い、我が国の議論に具体的な提言を行った。

研究成果の学術的意義や社会的意義

刑事責任能力判断は社会的耳目を集める分野だが、裁判員裁判導入以降、刑法学説・刑事実務で最も注目が集まる分野の一つでもある。近時の刑事実務の動向は、現在の有力説の論理的整合性等に疑問を投げかけるものであり、責任非難の原理に根差すと共にその適用範囲を明らかにする理論が求められている。本研究は、有力説の判例解釈に必然性がなく、また刑事実務の背景に一定の理論的立場があることを、判例学説史の網羅的検討により明らかにし、今後の議論の前提となる枠組み・情報を明らかにする点で、学術的意義を有する。さらに、裁判例分析を含む具体的議論を提起し、裁判実務に対する内在的・批判的検討を可能にする点で社会的意義を有する。

研究成果の概要（英文）：This is the research on the insanity defense, which is gathering attention from academics and practitioners. Through comprehensive research on the history of theoretical framework and judicial practice in Japan, this research revealed that the original meaning of the defense's formula is fundamentally different from the current prevailing understanding and discovered how the theoretical framework diverged from the judicial practice. Furthermore, by analyzing the arguments and judicial cases in other countries, the research offered new insight into the current discussion in Japan.

研究分野：刑法

キーワード：責任能力 刑事責任論

## 1. 研究開始当初の背景

研究開始当初、また現在に至るまで、刑事責任能力(精神障害罹患者等の刑事責任の判断)について、様々な学会や研究会のテーマとして、また雑誌特集として、刑事責任能力の判断基準を巡る問題が取り上げられ、刑法学説・刑事実務において議論が活況を呈している(研究開始当初のものとして、例えば、法律時報90巻1号、刑事弁護93号、臨床精神医学47巻11号。また刑法学会96回大会(いずれも2018))。この背景には、違法行為を思いとどまる能力こそが責任能力の本質であると捉える有力説からは、如何なる事案が免責の対象となるのか必ずしも明らかではない中で、裁判員裁判導入により判断を明確に言語化する必要に迫られた裁判実務において、有力説とは必ずしも相容れない判断基準・着眼点が提示されるようになったという、学説と実務の乖離の顕在化が認められる。例えば、司法研究『難解な法律概念と裁判員裁判』(2009)は、自分のやろうとしていることをやめることができなかつたかに着目する説明案を意識的に回避し、「精神障害のためにその犯罪を犯したのか、もともとの人格に基づく判断によって犯したのか」との視点を提起し、その後の司法研究も、特に統合失調症の場合については、統合失調症の影響の程度等により責任能力判断を行おうとする視点を維持している。この有力説と実務の乖離について、両者が実は乖離していないかのように折衷を試みる理解もあるが、論理的に困難である。また、有力説に異議を唱え、一定の裁判実務を支持しようとする見解も主張され始めているが、有力説に代替する責任の原理や明瞭な基準を積極的に提示していなかつたために、その理論的位置付けや適用結果の不明確さが指摘されていた。

## 2. 研究の目的

このように、刑事責任能力判断について有力説と実務的動向が必ずしも相容れない判断を示す中で、一方では責任非難の原理に根差しながらも、他方では一般的に是認可能な適用範囲を捕捉すると共に、一定の判断の指針を提示する理論が求められている状況であった。そこで本研究は、刑事責任能力を巡る原理・基準・適用の一貫した議論を提示し、理論と実践の接合を図ることで、刑事責任論の理論的展開を試みると共に、刑事責任能力を巡る裁判実務に対して一定の指針を提示することを目的とした。

## 3. 研究の方法

有力説と実務的動向との間には乖離が認められる一方で、近時の実務的動向は従前の実務的判断を変更するものではなく、むしろこれらを整理する形で提起されたものである。そうすると、まずは日本の学説と実務が如何にして乖離するに至ったのかを解明したうえで(いわば歴史的研究)これらの理解の位置づけを明らかにし、問題を具体的に明らかにすることが重要となる。そのうえで、我が国で従前より参照されてきた国を含め、諸外国の学説と判例実務を批判的に考察することで(比較法的研究)理論と実践を架橋する刑事責任能力論の構築を目指した。

本研究は2019年度から2022年度まで4年間にわたって行われた。

2019年度においては、研究開始以前より行ってきた研究に、更なる文献資料を補充するとともに、近時の裁判例の動向や、新たに出された司法研究等にも理論的検討を及ぼした。また、アメリカにおける重要な議論について、隣接領域や、依拠する刑罰論等に関する文献も含め、検討を及ぼすとともに、アメリカにおける刑事責任能力論の leading scholar の一人である教授に、現地にてインタビューを実施し、意見交換を行うなどした。また、フランスの刑事責任能力に関する議論について、知人研究者らとの輪読会等を通じ、調査検討を行った。

2020年度からも、同様に現地調査を含めた研究を実施する予定であったが、COVID-19の影響により、現地調査が極めて困難となった。また、初年度の研究により、国内の裁判実務に関して更なる調査検討が必要となることが明らかとなった。そこで、研究の方法について見直しを行い、に軸足を移しつつ、については基本的に文献調査によって研究を進めることとした。

2020、2021年度においては、まず について更に裁判例の調査検討を行うとともに、オンラインでの実務家との研究会等を通じて、現在の実践的動向について検討を及ぼした。次に については、まずドイツにおける刑事責任能力論の議論に関し、近時の刑法学説のみならず、司法精神医学や刑罰論を含む文献の調査検討を行った。また、必ずしも刑法全般について我が国に詳細な紹介のない英仏伊における議論状況に関し、知人研究者らと文献の輪読会をオンラインで開催すると共に、各国の標準的な体系書等における議論について調査検討を行った。さらに、獲得された成果について随時論文として公表を行った。

2022年度においては、これまでの研究をもとに、複数の学会での報告を行い、質疑応答等を通じて、本研究の意義や限界等について意見交換を行った。また、 について、イギリス法の議論状況を文献調査により精査した。さらに、COVID-19を巡る状況の変化に伴い、現地調査が可能となり、イギリスの刑事責任能力論の leading scholar の一人である教授に、現地にてインタビューを実施した他、パリスタにもインタビューを実施するなどした。

## 4. 研究成果

刑事責任能力論の研究には本研究開始以前から着手していたが、以上の研究も行うことにより、いずれについても、以下の成果を獲得することができた。

まず、 について、(a)我が国の有力説が、本研究開始時点ほど有力になったのは平成期に入ってからのものであり、有力説には再検討の余地があること、(b)他方で実務的動向は、我が国の学説一般も承認しようとしているものであるが、その背後に一定の理論的観点を看取することができることを示すことができた。

(a)について、まず我が国の有力説は、旧派に立ち責任を責任非難により考えるならば、責任能力とは自由意思・思いとどまることができる能力と理解せざるを得ない、との立場を示していたが、現行刑法制定以降の学説を検討することにより、制定直後の学説では、新派のみならず旧派においても、責任能力は正常な精神状態として理解されており、これは自由意思とは何らの関係もないともされていたこと、また責任能力が正常な精神状態であることの基礎づけも旧派からなされていたことを明らかにした。また、有力説は、心神喪失・心神耗弱について「精神の障礙に因り理非善悪を弁識するの能力なく又は此の弁識に従て行動する能力なき状態」「精神の障礙未だ上叙の能力を欠如する程度に達せざるも其の能力著しく減退せる状態」と定義した大判昭和6年12月3日(昭和6年判例)について、これは思いとどまることができることを示すものであると理解していたが、一般には入手が容易ではない史料等も用いることによって、昭和6年判例が、現行刑法制定以降の学説の流れを踏まえて出されたものであり、上記定式の趣旨は、普通人の有する程度の知情意三方面の精神作用がどれほど存在していたかを問うものであったことを明らかにした。さらに、有力説は、自らが規範的責任論に立脚していることをその強みとしているが、規範的責任論導入以降の議論においては、導入時の佐伯千陽をはじめとして、有力説以外の理解も責任能力の理解として提示されており、自由意思と期待可能性の理論とが無関係であることは我が国の学説史において夙に指摘されていたことを示した。以上の成果は、従前示されてきた有力説の論拠に必ずしも理由がなく、再検討の余地があることを示すものである。

(b)について、従前我が国の判例については、裁判官と精神科医の役割分担の観点から分析がなされることが多かったが、実体法の観点からこれを分析し、また戦後から現在に至るまでの入手可能な裁判例・実務家の分析等を収集し、分析することで、我が国の裁判例が、責任能力を正常な精神状態として把握する理解と親和的であり、また諸判例も同理解と親和的な論理構成を採用していることを示した。さらに、精神障害の影響に着目する一連の司法研究が、これらの判例裁判例の動向を基本的に受け継ぐものであることを示したうえで、最近の司法研究が、その判断を、知的障害や人格障害等にまで妥当させてよいものか躊躇を示しており、判断枠組みの限界も意識され始めていることを示し、近時の裁判例においても同様の傾向が見受けられることも示した。以上の成果は、従前必ずしも意識されてこなかった裁判実務の歴史的展開を明らかにするものであるとともに、その背後に一定の理論的観点を看取できること、他方でその根拠を再検討し限界を明らかにする必要があることを示すものである。

その他にも、我が国の刑法39条にいう「心神喪失」「心神耗弱」について、従前の研究ではフランス刑法由来であるとも指摘されていたが、文献の調査検討により、我が国の刑法39条は、「精神障害による行為」であれば罰しないという観念を中心としつつ、「精神障害」の定義には医学上も争いが存在することに鑑み、法律上意義を決することができる用語として民法から借用されたものであることを明らかにするなどの成果も得た。

次に について、上記のとおり現地調査の限界等、一定の限界も存在したが、有力説に対する批判的検討と、我が国の裁判例に看取される責任能力を正常な精神状態と捉える理解に対する批判的検討を行った。

すなわち、有力説については、我が国ではドイツの議論を参照した議論の展開がなされているが、戦前ドイツにおいて昭和6年判例類似の定式が採用された経緯を調査検討すると、有力説を表すものとしてではなく、むしろ自由意思とは関係なく正常な精神状態を表すものとして同定式が採用されたことを明らかにした。また、現在のドイツでは、自由意思・法に従うことができたにもかかわらず従わなかったことを基準とする理解には、多くの学説において批判が提起されていることや、ドイツ判例においては、我が国の有力説とは異なり、精神障害の種類等を重視し、様々な問題状況に応じた柔軟な解決を志向していることを示した。これらの成果は、我が国の有力説について、その論拠に疑問を投げかけるものであるほか、有力説をそのままの形では維持することが困難であることも示すものである。こうした観点については、フランスのサレイユ『刑の個別化』の輪読会を通じても検討を深めることができた。

また、正常な精神状態と捉える理解については、従前我が国では観点を示すものは存在したものの、その依拠する刑罰論や責任論一般にまで遡った検討は必ずしもなされてこなかった。この点、正常な精神状態と捉える理解に整理可能なアメリカ学説を、その刑罰論等にまで遡って検討し、更にその主張者と意見交換等することで、その意義と限界について明らかにした。さらに、正常な精神状態と捉える理解については、それをどのように理解し、どのような「能力」の減退として表現するかとの問題が存在する。この点、イギリスにおけるマクノートンテスト(或いはそれを限定的に解する裁判例の動向)に対する近時の批判と、その主張者との意見交換等により、その問題の所在を明らかにするとともに、如何なる形での表現が適切であるかについて有益な知見を得た。これらの成果は、我が国の裁判実務の動向について、現在我が国で一般に共有され

ている責任非難の構造・規範的責任論の枠内でも、責任能力を正常な精神状態と捉える理解の一部は採用可能であること、そしてその表現如何によっては、裁判実務に対する一定の指針たり得ることを示すものである。こうした観点については、イタリアにおける特徴的な制御能力概念の検討によっても知見を得ることができたほか、法曹三者・精神科医との研究会においても知見を得ることができた。

こうして獲得された知見をもとに、我が国の議論状況に対し私見を提示した。上記のように有力説をそのままの形で維持することは困難である一方、精神障害には多種多様なものが含まれており、一律に障害の影響があれば責任非難が減退するという理解も維持し難い。学説実務において一般に承認されている適用範囲であるところの、統合失調症の影響に応じて責任非難が(その他の責任非難の減退にも増して)減退することは、戦前の学説も実質的には着目していた了解概念を用いることで、規範的責任論の枠内での理論的説明を行うとともに、これと異なる原理による責任非難の減退も位置付けることで、多様な問題状況に応じた解決が可能になるのではないか。このような観点を採用することで、責任非難の原理に根差しつつ、一般的に是認可能な適用範囲を捕捉すると共に、一定の判断の指針を提示することを試みた。

以上により、学説実務において議論が活発となっている刑事責任能力判断について、今後の議論一般にとって前提となる実体法上の情報を明らかにすることで、今後の議論の基礎の定立に一定程度寄与したほか、現状の問題に対する批判的検討を可能にする議論を提起した。今後、本研究により獲得された知見を前提に、責任論全体における責任能力の位置づけや、責任能力との連続性が認められる障害と量刑判断との関係等について検討を深めることで、刑事責任論全体に対する理論的検討を深めることができるだろう。

## 5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計8件（うち査読付論文 0件/うち国際共著 0件/うちオープンアクセス 1件）

1. 著者名 佐野文彦	4. 巻 138(5)
2. 論文標題 刑事責任能力の判断について 原理・基準・適用(5)	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 法学協会雑誌	6. 最初と最後の頁 843-936
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 佐野文彦	4. 巻 138(10)
2. 論文標題 刑事責任能力の判断について 原理・基準・適用(6・完)	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 法学協会雑誌	6. 最初と最後の頁 1976-2070
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 佐野文彦	4. 巻 137(9)
2. 論文標題 刑事責任能力の判断について 原理・基準・適用(1)	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 法学協会雑誌	6. 最初と最後の頁 75-167
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 佐野文彦	4. 巻 137(11)
2. 論文標題 刑事責任能力の判断について 原理・基準・適用(2)	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 法学協会雑誌	6. 最初と最後の頁 62-157
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 佐野文彦	4. 巻 138(1)
2. 論文標題 刑事責任能力の判断について 原理・基準・適用(3)	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 法学協会雑誌	6. 最初と最後の頁 169-261
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 佐野文彦	4. 巻 138(3)
2. 論文標題 刑事責任能力の判断について 原理・基準・適用(4)	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 法学協会雑誌	6. 最初と最後の頁 1-91
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 佐野文彦	4. 巻 118
2. 論文標題 ドイツ判例における刑事責任能力判断について	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 法学志林 = Review of law and political sciences	6. 最初と最後の頁 17-72
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) 10.15002/00025498	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている(また、その予定である)	国際共著 -

1. 著者名 佐野文彦	4. 巻 62(2)
2. 論文標題 刑事責任能力判断の原理・基準・適用	5. 発行年 2023年
3. 雑誌名 刑法雑誌	6. 最初と最後の頁 16-32
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

〔学会発表〕 計2件（うち招待講演 0件 / うち国際学会 0件）

1. 発表者名 佐野文彦
2. 発表標題 刑事責任能力判断の原理・基準・適用
3. 学会等名 刑法学会
4. 発表年 2022年

1. 発表者名 佐野文彦
2. 発表標題 我が国における責任能力の判例学説史
3. 学会等名 法と精神医療学会
4. 発表年 2022年

〔図書〕 計1件

1. 著者名 佐伯 仁志、高橋 則夫、只木 誠、松宮 孝明	4. 発行年 2023年
2. 出版社 成文堂	5. 総ページ数 280
3. 書名 刑事法の理論と実務	

〔産業財産権〕

〔その他〕

-

6. 研究組織	氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考
---------	---------------------------	-----------------------	----

7. 科研費を使用して開催した国際研究集会

〔国際研究集会〕 計0件

8 . 本研究に関連して実施した国際共同研究の実施状況

共同研究相手国	相手方研究機関
---------	---------